「間接工事費実績変更方式」の試行工事の実施について

～見積もりの提出を求める方式の試行拡大について～

国土交通省　関東地方整備局企画部技術管理課
建設専門官　新井（あらい）　正（ただし）

1.　はじめに

昨今，工事発注において入札不落・不調が多発しており，事業執行上大きな問題となっています。

「見積もりの提出を求める方式」は，不落・不調対策の一つとして採用するものであり，当該工事が標準積算と合わないと考えられる工事について，標準積算と実勢価格において，乖離が生じていると考えられる工種について見積価格を用いて予定価格を作成するものです。この方式を採用することにより，円滑に工事契約が結ばれ適切な事業執行が行われることを目的とするものです。

平成19年度は，約30%の不落・不調となり，今年度においても依然として不落・不調が多く発生している状況です。

考えられる要因としては，工事内容，工事個所によっては共通仮設費（率分）の内容が実態と合わないということが想定されます。

したがって，今回，共通仮設費(率分)について，実績で変更する「間接工事費実績変更方式」の試行に入ることとしましたので本稿において紹介させていただきます。

2.　不落・不調の現状

平成19年度は，契約行為2,433件のうち契約件数1,712件，不落・不調721件となり約30%の不落・不調が発生しました。

平成20年度の上半期の入札契約状況は，契約行為1,117件のうち契約件数830件，不落・不調287件（不落・不調発生率26%）であり，依然として不落・不調が多く発生している状況です（９月30日現在）。

特に東京国道事務所管内の工事は，契約行為55件のうち21件が不落・不調となり，そのうち19件は応募者がゼロ，１件は２回目の入札時に全社辞退，残る１件は予定価格超過により不調という状況です。

3.　「間接工事費実績変更方式」の概要

(1)　試行の背景

・不落不調の要因の一つに，工事によっては予定価格が実勢価格と乖離していることが考えられることから，直接工事費と共通仮設費の積上げ項目において見積もりを求める「見積もり活用方式」の試行に平成19年度より取り組んでいる

○平成20年度の契約行為のうち、26%が不落不調

契約行為　1，117件のうち　契約件数　830件
不落不調件数　287件

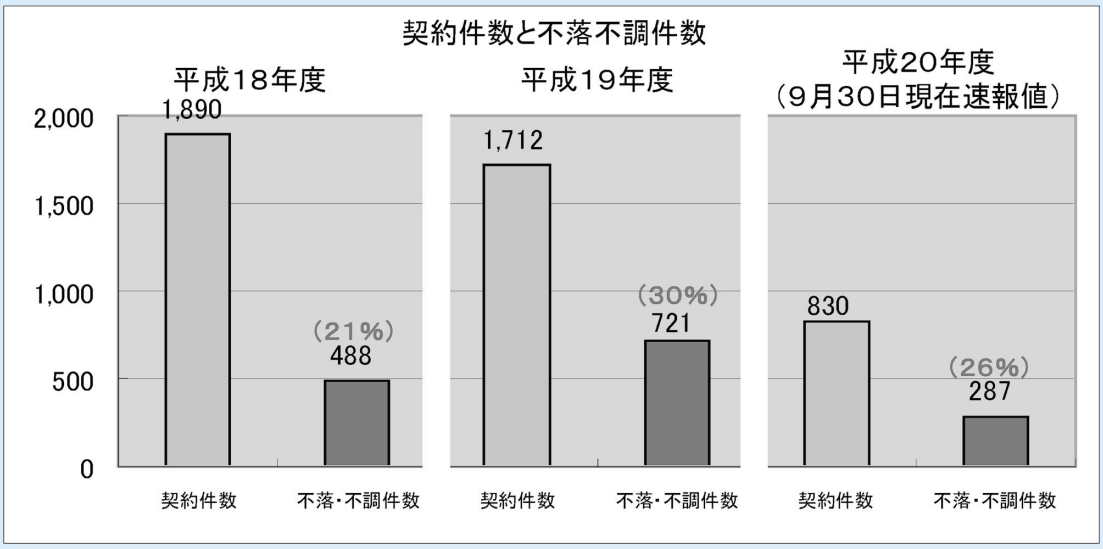

※港湾空港関係を除く　随意契約を除く

図－1　関東地方整備局不落・不調の状況(1)

○平成20年度の不落不調の原因

・不落不調の原因は、「入札参加者の応募がないため」が74%を占める。
・「予定価超過」（入札不調）が22%を占める。

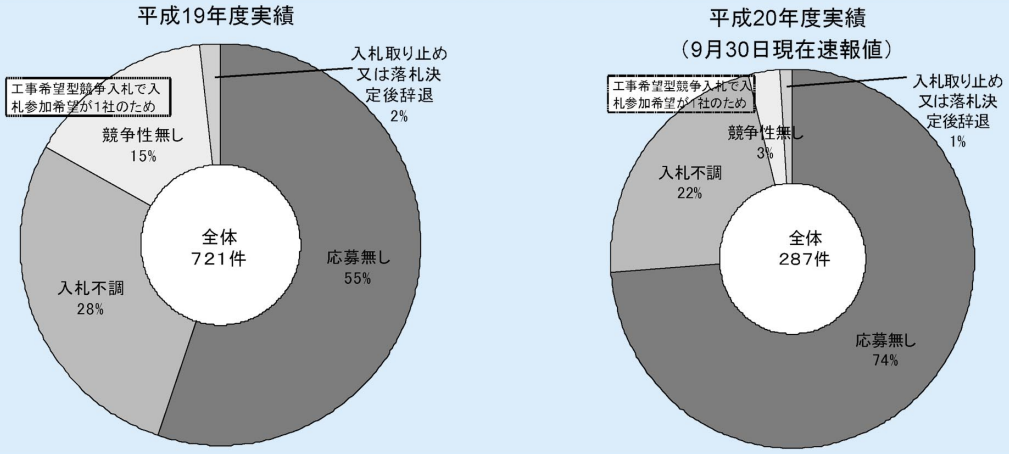

	談合情報又は談合疑義のため取り止め	開札前		再度入札			落札決定後契約締結辞退等	総計
		全者辞退又は参加者無しのため	入札参加希望者又は入札者が1者のため	全者辞退のため入札不調	入札者が1者になったため	入札不調		
H19年度実績	8	397	76	58	34	143	5	721
	1%	55%	10%	8%	5%	20%	1%	100%
H20年度実績（9月30日現在速報値）	0	212	5	22	3	42	3	287
	0%	74%	2%	8%	1%	14%	1%	100%

※港湾空港関係を除く　随意契約を除く

図－2　関東地方整備局不落・不調の状況(2)

○平成20年度の上半期契約行為のうち、38％が不落不調

契約行為　55件のうち　契約件数　34件
不落不調件数　21件　（平成20年9月30日現在速報値）
不落不調　21件のうち　応募者なし　19件（90％）

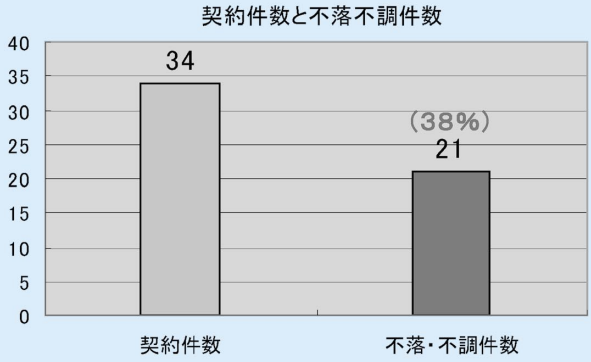

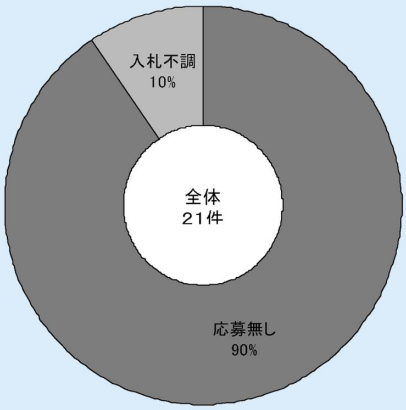

	談合情報又は談合疑義のため取り止め	開札前		再度入札			落札決定後契約締結辞退等	総計
		全者辞退又は参加者無しのため	入札参加希望者又は入札者が1者のため	全者辞退のため入札不調	入札者が1者になったため	入札不調		
H20年度実績	0	19	0	1	0	1	0	21
（9月30日現在速報値）	0%	90%	0%	5%	0%	5%	0%	100%

※随意契約を除く

図－3　東京国道事務所不落・不調の状況

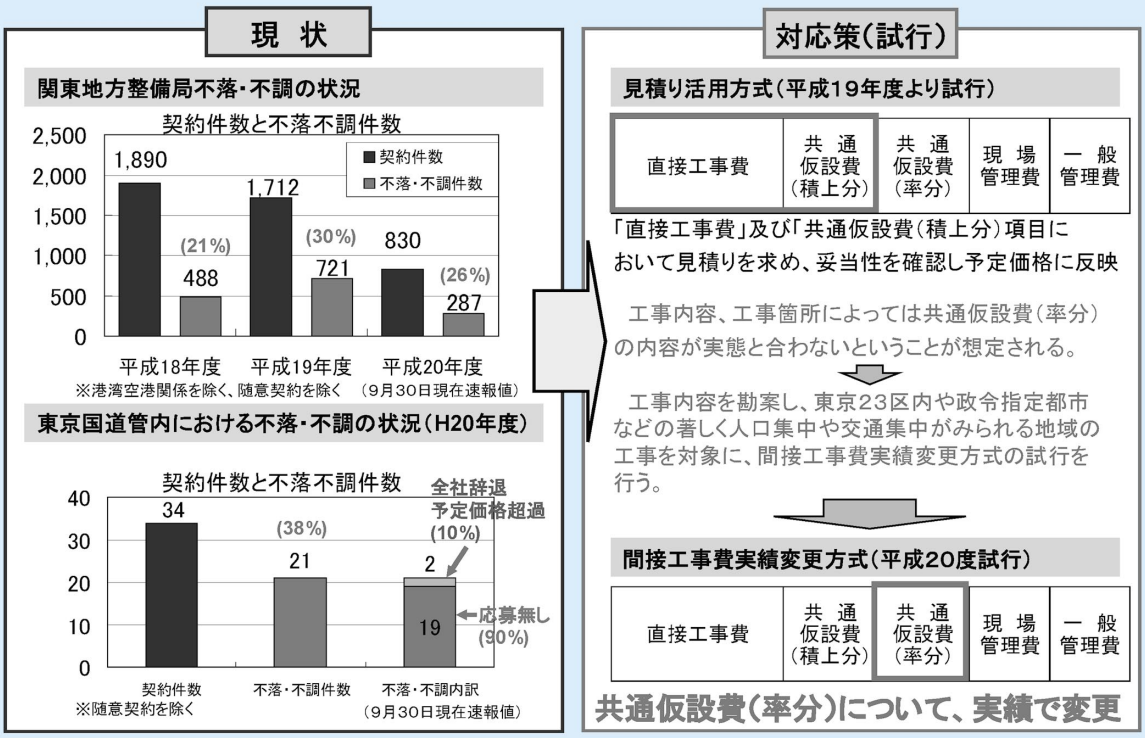

図－4　不落・不調対策

ところです。

・しかしながら，都心部を対象とした東京国道事務所管内の工事は不落・不調が突出して多く発生している状況にあります。
その要因として，工事内容，工事個所によっては，共通仮設費の率分の内容が実態と合わない工事があると考えられるため，今回，共通仮設費の「率分」について実績による変更を行う「間接工事費実績変更方式」の試行に入ることにしたものです。

⑵ 「間接工事費実績変更方式」の試行の範囲

・本方式は，工事内容，工事個所によっては率計上している間接工事費が実態と合わないことが想定される工事において試行を行うこととします。
例えば交通量の激しい都内などの工事では工事地域内の安全管理に要する費用などがDID地区工事の平均で設定されている内容と大きく異なる場合が考えられます。

・従って，本方式は，工事内容にもよりますが，東京23区内や政令指定都市などの著しく人口集中や交通集中がみられる地域の工事を対象に試行を行っていきます。

・共通仮設費の率分のうち事業損失防止施設費および役務費については，すべて積み上げ項目のため対象外とします。また，今回，都内特有の課題には関係のない準備費，技術管理費についても対象外とします。結果，今回の工事内容，工事個所に応じた共通仮設費の率分は，「運搬費」「安全費」「営繕費」を選定することとしました。

⑶ 「間接工事費実績変更方式」の試行第一号

・工　事　名：三田・高輪共同溝工事
・工 事 個 所：港区高輪１丁目地先
・工事公告日：平成20年11月７日

本工事は，東京都港区内の交通量が激しい一般国道１号において施工する共同溝の新設工事であり，質量20t未満の建設機械および機材等の搬入，搬出や現場内小運搬に要する費用などの「運搬費」，工事地域内全般の安全管理上の監視に要する費用などの「安全費」，現場事務所や労働者宿舎に係る土地・建物の借り上げに要する費用などの「営繕費」について，標準積算での費用が実態と合わないことが想定されるため実際に要した費用にて変更するものです。

4. 「間接工事費実績変更方式の試行工事」に係る入札説明書の抜粋

⑴ 本工事は，共通仮設費（率分）のうち，運搬費，安全費および営繕費について，工事請負契約締結後に，工事着手前までに実施計画書の提出を求め，監督職員の承諾を得て実施された内容について，最終精算変更時にその金額を実績により変更する「間接工事費実績変更方式の試行工事」である。

なお，請負者から請負代金内訳書の提出があった後，工事費構成書にて共通仮設費（率分）のうち運搬費，安全費および営繕費について予定価格に対する割合を提示する。

⑵ 運搬費，安全費および営繕費に含まれる共通仮設費（率分）は，下記によるものとする。

1. 運搬費
   1) 質量20t未満の建設機械および機材等（型枠材，支保材，足場材，敷鉄板，橋梁ベント，橋梁架設用タワー，橋梁用仮設桁設備，排砂管，トレミー管，トンネル用スライドセントル等）の搬入，搬出ならびに現場内小運搬
   2) 建設機械の自走による運搬（トラッククレーンラチスジブ型25t吊および油圧伸縮ジブ型80t以上は対象外）
   3) 建設機械等の日々回送費（質量20t未満の建設機械）
   4) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬（特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合の分解・組立費は対象外）
   5) トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～

50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～51t吊）の分解・組立および輸送に要する費用

2. 安全費

1) 工事地域内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用

2) 不稼働日の保安要員等の費用

3) 標示板，標識，保安灯，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用および使用期間中の損料

4) 夜間工事その他，照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く）

5) 河川，海岸工事における救命艇に要する費用

6) 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用

7) 酸素欠乏症の予防に要する費用

8) 粉塵作業の予防に要する費用（ただし，「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は，対象外）

9) 安全用品等の費用

10) 安全委員会等に要する費用

3. 営繕費

1) 現場事務所，試験室等の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に要する費用

2) 労働者宿舎の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に要する費用

3) 倉庫および材料保管場の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に要する費用

4) 労働者の輸送に要する費用

5) 上記1)，2)，3)に係る土地・建物の借上げに要する費用

(3) 本工事では，共通仮設費（率分）のうち運搬費，安全費および営繕費（以下「実績変更対象費」という）に係る部分についての実施計画書（実績変更対象費に係る実施内容を記載）および概算金額計算書（実績変更対象費に係る費用の内訳を記載）を作成し，工事の着手前までに監督職員の承諾を得るものとする。

また，施工途中段階において，実績変更対象費の内容に変更が生じた場合，変更実施計画書およびそれに係る変更概算金額計算書を作成し監督職員の承諾を得るものとする。

(4) 本工事における実績変更対象費に係る金額については，最終精算変更以外については，土木工事標準積算基準書により算出するものとし，最終精算変更時点において，実績変更対象費の実績を踏まえて変更するものとする。また，最終精算変更時点において，実績変更対象費に実際に支払った証明書類（領収証，領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）をすべて提出するものとし，証明書類の提出された金額にて変更するものである。

したがって，すべての証明書類の提出がない場合も，提出された証明書類をもって金額の変更をするものとする。

(5) 最終精算変更にあたっては，発注者が土木工事標準積算基準書により算出した金額と請負者が実際に要した金額（証明書類の提出があった金額の合計）とを比較し，実績変更対象費の精算変更をする。

(6) 請負者が提出した概算金額計算書と実際に要した金額とに大幅な乖離が生じている場合については，監督職員により妥当性の確認を行い，妥当性の確認ができない場合は，積算の対象としない。

(7) 請負者の責による工事工程の遅れ等発注者の責に帰さない事由により金額が増加する場合は，その事由がなかったものとした金額にて変更を行うものとする。また，監督職員と未承諾の事項については，証明書類の提出があっても

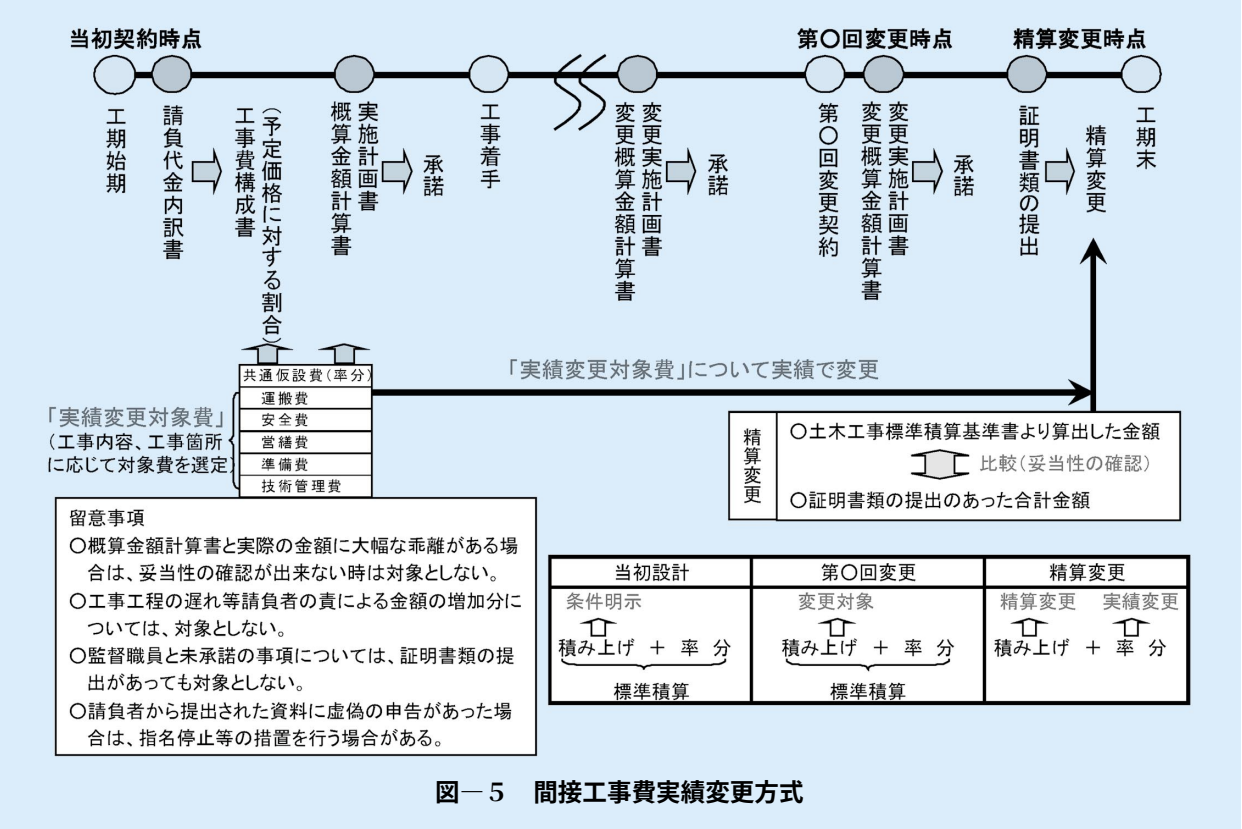

図－5　間接工事費実績変更方式

積算の対象としない。

(8)　請負者から提出された資料に虚偽の申告が合った場合については，指名停止等の措置を行う場合がある。

入札説明書には共通仮設費（率分）のうち運搬費，安全費，営繕費の率計上内訳について条件明示を行い，工事着手前までに実施計画書および費用の内訳を記載した概算金額計算書の提出を求め，承諾を得るものとします。実施された内容については証明書類をもって最終精算変更時点において実績に基づき変更することとなります。

5.　おわりに

不落・不調の原因となっている工事には，小規模工事，小規模で工種が多岐にわたる工事，現場が点在する工事，工期が短い工事などがあげられます。このような工事を対象として「見積もりを活用する積算方式」を活用することとしますが，まずは，工事発注の平準化・規模の適切化に努める他，適切な工期の確保を基本とするよう努めてまいります。また，工期の圧迫が生じぬよう，ワンデーレスポンス，設計変更審査会，三者会議の活用をするなど，工事の円滑な進捗を図るための取り組みを行っていきます。

今回の「間接工事費実績変更方式」についても試行を積み重ね，必要な対策を検討できるよう現場の実態把握に努め不落・不調対策を実施していきます。

本試行については応急的対応であり，諸経費の検証資料として蓄積し標準積算の諸経費改定へ結び付けていくことを考えています。